

和歌山県学校給食用物資納入業者の物資選定要綱

1 目的

この要綱は、公益財団法人和歌山県学校給食会（以下「給食会」という。）において行う和歌山県学校給食用一般物資（以下「物資」という。）の納入業者の物資の選定に必要な事項を定め、学校給食の円滑な運営に資することを目的とする。

2 納入物資の選定

(1) 選定の基準

- ア (公財)和歌山県学校給食会の納入業者として登録済であること。
- イ 学校、調理場等から要望のある物資であること。
- ウ 安全で良質な物資であること。
- エ 安定的、継続的に供給できる物資であること。
- オ 可能な限り和歌山県産の食材を原材料とすること。
- カ サンプルの希望があった場合は、可能な限り無償で提供すること。

(2) 選定の手続

納入業者は物資の選定を受けようとするときは、学校給食用物資登録申請書・製造工場登録申請書（様式4,5）に現品を添えて、給食会へ提出するものとする。

(3) 選定の方法

給食会は、前号の申請書及び現品を受領したときは、速やかに一般理化学検査、細菌検査、官能検査、栄養成分調査及び経済性等について検討の上、物資委員会に諮り採否を決定するものとする。

3 契約の締結

給食会は、物資として採択するものについては、「年度学校給食用一般物資売買契約書」を交付するものとする。

4 契約期間

物資契約する期間は契約締結時から、当該会計年度の3月31日までとする。

5 契約の届出事項

- (1) 契約した物資の内容に変更が生じた場合は速やかに届出なければならない。
- (2) 給食会は契約した物資が選定の基準に適合しなくなったとき又は前項の届出を怠ったときは、契約解除することができる。

6 物資の広報

給食会は取扱い物資について理解を求め、利用の促進、拡大を図るため、広報に努めるものとする。

7 その他の事項

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要綱は令和2年7月1日から施行する。